

## 別紙9 非常用発電設備による電力供給負荷一覧

非常用電源の供給は、建築基準法及び消防法に定められた「防災負荷」、災害発生時の応急対策及び業務継続に必要な「災害負荷」、発電機運転に必要な負荷への対応が必要になる。

防災負荷に関しては法に拠ること。災害負荷に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び「建築設備設計基準」に準拠し、下表のとおりとする。

### ■災害負荷の対象表

| 対象スペース       |   | 負荷割合 |        |    |
|--------------|---|------|--------|----|
|              |   | 照明   | 機器・器具用 | 空調 |
| ア. 活動拠点室     | ・災害対策部門の諸室（災害対策本部、市長室、副市長室、危機管理課執務室）                          | 全て   | 全て     | 全て |
| イ. 活動支援室     | ・総務課、人事課、情報統計課、道路公園課、建築住宅課、農林課、水道総務課、水道サービス課、下水道推進課、教育総務課の執務室 |      |        |    |
| ウ. 活動上重要な設備室 | ・コンピューター室、電話交換室   |      |        |    |
| エ. 市民が利用する室  | ・市役所エントランスホール、市民交流スペース<br>・老人福祉センターの多目的室（福祉避難所）               |      |        |    |
| オ. ア、イの付帯室   | ・給湯室  |      |        |    |
| カ. その他の執務室   | ・ア及びイに含まない執務室   | 1/4  | 1/4    | —  |
| キ. 活動通路      | ・屋外への通路、ア及びイのそれぞれの室を結ぶ通路                                      | 1/2  | —      |    |
| ク. トイレ       | ・各階の隣接する多目的、男性用、女性用をそれぞれ1ヶ所以上<br>・老人福祉センター内のトイレ               | 全て   | 全て     |    |
| ケ. 階段        | ・活動通路に接続する2経路以上の直通階段（内、1つは市民福祉センターに隣接するもの）                    | 全て   | —      |    |
| 対象設備とその範囲    |   | 負荷割合 |        |    |
| コ. エレベーター設備  | ・2基以上（内、1基は市民福祉センターに隣接するもの）                                   | 全て   |        |    |
| サ. 給排水設備     | ・ポンプ等   | 全て   |        |    |

備考) 活動拠点室…災害応急対策活動を行う拠点となる室

活動支援室…活動拠点室の機能を確保するために必要な室

活動通路…活動拠点室の機能を確保するために必要な通路

活動上重要な設備室…活動拠点室の機能を確保する上で重要な設備室